

雇 用 保 険 料 率 表 （平成31年度）

区分		保険率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業		9.0	6.0	3.0
		1,000	1,000	1,000
特 掲 事 業	農林水産業	11.0	7.0	4.0
	清酒製造の事業	1,000	1,000	1,000
	建設事業	12.0	8.0	4.0
		1,000	1,000	1,000

☆ 雇用保険料免除対象高年齢労働者について ☆

保険年度の初日(4月1日)において、満64歳以上の一般被保険者は、雇用保険に係る労働保険の一般保険料は労使とも免除されます。したがって、今回の年度更新(H30年度確定・H31年度概算分)の保険料免除対象労働者は、昭和29年4月1日生まれ以前の人です。なお、年度中途において満64歳となる者については、その年度の保険料は、労使とも負担することになります。

※昭和 29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの人は、平成31年度の免除対象者になりますので、保険料は平成31年4月分の給与から控除しないで下さい。

生年月日	昭和29.4.1
	以前の人
H30年3月31日時点の年齢	64
H 31 年3月31日時点の年齢	65
平成30年度確定保険料	免 除
平成31年度概算保険料	免 除

◎ 毎年、間違いの多いポイントです！
 分からないときは、上記の表を参考にして、
従業員（高齢者）の生年月日で判断して下さい。